

記事提供：日本年金機構 年金事務所  
全国健康保険協会 茨城支部

発行：一般財団法人 茨城県社会保険協会  
水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8F  
TEL.029-226-8005

# 社会保険

# いばらき

# 4

令和3年度 健康診断のご案内

2021 April  
NO.513

- あると便利！限度額適用認定証
- 人事異動の季節です 届出は正しく速やかに
- 茨城県年金協会連合会から会員募集のお知らせ



春の北条大池（撮影：つくば市）：日本写真家協会 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

令和3年度

(2021年4月～2022年3月)

# 健康診断のご案内

協会けんぽでは、従業員及びその家族の方の健康保持増進のため、生活習慣病予防健診及び特定健診を実施しております。3月末に事業所様あてに、ご家族向けの特健診は4月中に対象者を扶養している被保険者様の住所地へ送付いたします。

## 生活習慣病予防健診

**【対象者】**

**35歳～74歳の被保険者**  
(お勤めされている方)

※今年度で75歳を迎えられる方は、誕生日の前日まで  
に受診を終える必要あり。

**【健診項目】**

- ・診察等
- ・身体計測
- ・尿検査
- ・心電図検査
- ・問診
- ・血圧測定
- ・血液検査



- ・便潜血反応検査  
(大腸がん検査)
- ・胸部レントゲン検査  
(肺がん検査)
- ・胃部レントゲン検査  
(胃がん検査)

**とってもおトク！**

協会けんぽからの費用補助で、約19,000円相当の健診を約7,000円の自己負担で受けることができます。

**定期健康診断の内容を  
すべて含みます！**

事業者に義務付けられた「労働安全衛生法に基づく定期健康診断」の項目をすべて含んでいます。

**がん検診が含まれます！**

肺がん・胃がん・大腸がん・乳がん・子宮頸がんの検診を受診できます。病気の早期発見やその後の治療に大変有効です。

**【受診までの流れ】**

事業所に  
生活習慣病予防健診対象者一覧  
が送られます

- 今年度の健診補助対象者の情報が記載されています。



**健診機関に予約をしましょう**

- 生活習慣病予防健診機関に連絡し、予約してください。  
→保険証の記号番号、氏名・生年月日や追加を希望する健診項目、健診予定日等をお伝えください。
- ※協会けんぽへの申し込みは不要です。

**受診しましょう**

- 当日は「保険証」などを忘れずに持参してください。
- 受診日に被保険者であることが必要です。  
→受診日までに資格喪失予定の方は、対象外となります。

**お知らせ**

- ・健診機関の予約状況により、ご希望の健診機関や希望日に受診できない場合がありますのでご了承ください。
- ・生活習慣病予防健診を実施する健診機関につきましては、当協会ホームページでも情報をお知らせいたします。

## 特定健康診査

**【対象者】**

**40歳～74歳の被扶養者**  
(ご家族の方)

※今年度で75歳を迎えられる方は、誕生日の前日まで  
に受診を終える必要あり。

**【健診項目】**

- 基本的な健診  
・診察等・問診・身体計測・血圧測定・血中脂質検査  
・肝機能検査・血糖検査・尿検査
- 詳細な健診(医師の判断により実施されます)  
・貧血検査・眼底検査・心電図検査・血清クレアチニン検査

**【受診までの流れ】**

ご自宅に  
受診券が送られます

- 被扶養者の「特定健康診査受診券」が送付されます。
- 受診券が送付されない方は申請が必要です。



**受診の予約をしましょう**

- 受診を希望する特定健診実施機関または市町村に直接、予約してください。(予約が不要の場合もあります)

**受診しましょう**

- 受診日に被扶養者であることが必要です。
- 当日は「受診券」「保険証」などを忘れずに持参してください。

**お知らせ**

- ・被扶養者の方が特定健診を受けるときは、「特定健康診査受診券(セット券)」が必要です。
- ・受診券申請の手続きが必要な方について  
①受診日が迫っており、受診券がすぐに必要な方 ②受診券を失くされて再交付を希望する方  
上記①、②に該当される方は、協会けんぽにお電話いただくか、「特定健康診査受診券(セット券)申請書」を協会けんぽに提出いただくことで受診券を送付いたします。

「宛て所に尋ねあたらぬ」などの理由によりお送りできなかった方の受診券は、事業主様宛てにお送りします。お手数ですが、被保険者様を通じ、被扶養者様にお届けいただくようご協力をお願いいたします。

# あると便利！ 限度額適用認定証

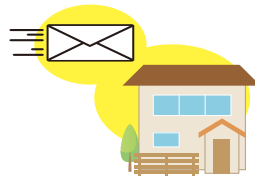
医療機関窓口でのお支払いが高額な負担となりそうなときは、限度額適用認定証を保険証と併せて医療機関窓口へ提示すると、窓口でのお支払いが自己負担限度額までとなり、**窓口負担額が軽減**されます。

所得区分 (標準報酬月額)	自己負担限度額 (限度額)	多数該当の限度額
83万円以上	252,600円+ (総医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
53万円～79万円	167,400円+ (総医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
28万円～50万円	80,100円+ (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
26万円以下	57,600円	44,400円
住民税非課税者等 (低所得者)	35,400円	24,600円

## 限度額適用認定証発行までの流れ(約1週間かかります)



①「健康保険限度額適用認定申請書」を協会けんぽへ郵送にて申請してください。  
※申請書は協会けんぽHPからダウンロードいただけます。



②申請書に記入の送付先へ限度額適用認定証をお届けします。



③受診の際に保険証と併せて限度額適用認定証を提示します。

### ご注意ください

- ✓ 限度額適用認定証の有効期間は、**申請書を受け付けた日の属する月の1日から最長で1年間**の範囲となります。  
(※途中で75歳を迎えられる方は74歳まで)申請書受付月より前の月の限度額適用認定証の交付はできません。
- ✓ 被保険者が**非課税の場合**、「**限度額適用・標準負担額減額認定申請書**」をご提出ください。(70歳未満の被保険者の標準報酬月額が50万円以下の方、又は高齢受給者証の負担割合が2割の方のみ対象)
- ✓ 70歳以上75歳未満で標準報酬月額が26万円以下の方と83万円以上の方は、「高齢受給者証」を提示することにより、窓口負担額が自己負担限度額までとなるため、「**限度額適用認定申請書**」の提出は**不要**です。
- ✓ 有効期限が切れた場合、**自動更新はされません**ので、再度ご申請のお手続きをお願いします。

## 申請書への押印が省略可能となりました

加入者が申請する際に必要な申請書及び添付書類への押印が省略可能となりました。ただし、以下のものは除きます。

- 任意継続被保険者の保険料に係る預金口座振替依頼書の「**金融機関のお届け印**」及び「**金融機関の確認印** (ゆうちょ銀行を除く)」
- 高額療養費支給申請書、限度額適用・標準負担額減額認定申請書、出産育児一時金の「**市町村長の証明印**」

※受領委任方式による柔整、はりきゅう、あんまマッサージ療養費の押印および療養費 (治療用装具) の添付書類の押印の取り扱いについては、従来どおりの取り扱いです。



申請書をFAXでの提出や、申請書の使いまわし(コピー等)は可能ですか？

→**できません**。従来通り、申請ごとに作成いただき、原本を協会けんぽまで郵送にてご申請ください。



訂正印は必要ですか？

→**不要です**。二重線や修正テープで訂正をお願いします。

## 日本年金機構からのお知らせ

# 人事異動の季節です 届出は正しく速やかに

### 従業員を採用したとき

#### ◎資格取得届

##### ●被保険者になる方

適用事業所で常用的使用関係にある方は、国籍や本人の意思などに関係なく被保険者となります（70歳以上の方は健康保険のみの被保険者となり、75歳からは適用事業所に使用されていても、後期高齢者医療の被保険者となりますので、資格を喪失します）。

##### ●資格取得年月日

適用事業所に使用されるようになった場合は、被保険者資格を取得します。試用期間や見習期間を定めている場合であっても、使用されるようになった日が資格取得年月日となります。

##### ●提出期限

資格取得日から5日以内

##### ●パートタイマーの取扱い

平成28年10月1日から、パートタイマーなどの短時間労働者については、1週の所定労働時間および1月の所定労働日数が常時雇用者の4分の3以上であれば被保険者となります。

なお、勤務時間や勤務日数が常時雇用者の4分の3未満であっても、次の5項目すべてに該当する方は被保険者となります。

- ①国、地方公共団体に属する事業所及び特定適用事業所に使用されていること。
- ②週の所定労働時間が20時間以上であること。
- ③雇用期間が1年以上見込まれること。
- ④賃金の月額が88,000円以上であること。
- ⑤学生でないこと。

##### ●個人番号（基礎年金番号）欄

本人確認を行ったうえで、個人番号を記入してください。基礎年金番号を記入する場合は、基礎年金番号通知書または年金手帳に記載されている10桁の番号を左詰めで記入してください。

##### ●報酬月額欄

支払見込み額を記入します。見込み額は、基本給に通勤手当、家族手当などの固定的に支給される諸手当や残業手当等の非固定的な手当を加えて算出します。

残業手当等は、同じ業務に従事している方を参考に見込み額を算出してください。

##### ●被保険者住所欄

個人番号（基礎年金番号）欄に個人番号を記入した場合は、住所の記入は不要です。基礎年金番号を記入した場合は、住民票の住所を記入してください。

※住民票住所以外の居所等に日本年金機構からの各種お知らせ等の送付を希望する場合は、別途「住所変更届」を提出してください。

#### ◎被扶養者（異動）届

##### ●被扶養者になる方

被保険者によって生計を維持されている方については、被扶養者になることができます。その場合は、資格取得届に被扶養者（異動）届を添付して提出してください。

被扶養者になれる方の範囲は、三親等以内の親族で【図1】のとおりです。

##### ●生計維持の基準

被扶養者の認定条件の一つである「主として被保険者の収入によって生活している」状態とは、【図2】の基準によります（生計を維持されている方が60歳以上または障害者の場合は「130万円」を「180万円」に読み替えます）。

#### ◎ローマ字氏名届

外国籍の方の年金記録を適正に管理するため、個人番号と基礎年金番号が結びついていない方、番号制度の対象外である外国籍の方の厚生年金保険資格取得届、厚生年金保険被保険者氏名変更届、国民年金第3号被保険者関係届を提出する際には、ローマ字氏名届も併せて提出してください。

##### ●留意事項

- ・届書には、在留カード、住民票の写し等に記載されているローマ字氏名を大文字で記入して下さい。
- ・届出後も、日本年金機構からお送りする各種通知書や全国健康保険協会が発行する保険証はカナ氏名で表示されます。

#### ◎70歳以上被用者該当届

厚生年金の被保険者にはならない70歳以上の方であっても、その方の賃金と老齢厚生年金の金額に応じて、受給されている老齢厚生年金が在職支給停止の対象となります。そのため、70歳以上の方を採用した場合は、資格取得届の備考欄「1. 70歳以上被用者該当」に○を付けて下さい。

## 従業員が転勤・退職したとき

### ◎資格喪失届

#### ●資格喪失年月日

転勤等の場合は異動した日、退職の場合は、退職日の翌日が資格喪失年月日になります。

#### ●提出期限

資格喪失日から5日以内

#### ●健康保険被保険者証の返納

資格喪失届に退職者及び被扶養者全員の保険証を添付してください。(高齢受給者証や特定疾病療養受療証・限度額適用認定証の交付を受けている場合には併せて添付してください)。

紛失等により返納できない場合は、回収不能届とともに提出をお願いします。

## 被扶養者が就職したとき

### ◎被扶養者(異動)届

被扶養者が就職し健康保険の被保険者となった場合は、就職日をもって被扶養者から除くことになるため、被扶養者(異動)届に該当者の保険証を添付し提出してください。

また、短時間の労働などで健康保険の被保険者にならない場合であっても、収入が【図2】の×に当てはまる状態になった場合は被扶養者から除くことになるため、同様に提出してください。

## 退職後、引き続いて再雇用したとき

### ◎60歳未満の方

被保険者が雇用契約期間の満了等により退職した後、1日の空白もなく同じ事業所に再雇用された場合、実際の雇用関係は継続しており被保険者の資格も継続するため、資格喪失届等の提出は不要です。

なお、再雇用の際に報酬の変動があった場合は、月額変更届または算定基礎届で標準報酬月額を改定します。

### ◎60歳以上の方

60歳以上の方が退職後に1日の空白もなく継続して同じ事業所に再雇用された場合は、雇用関係がいったん中断したもとして「資格喪失届」と「資格取得届」を提出していただき、再雇用された月分から再雇用後の報酬に応じた標準報酬月額に変更することができます。

#### ●留意事項

下記の①と②の両方、または③を添付し、「資格喪失届」と「資格取得届」を同時に提出してください(その方に被扶養者がいる場合は「被扶養者(異動)届」も提出してください)。

- ①就業規則、退職辞令の写し(退職日が確認できるものに限る)
- ②雇用契約書の写し(継続して再雇用されたことがわかるものに限る)
- ③「退職日」及び「再雇用された日」に関する事業主の証明書

図1 被扶養者になることができる続柄

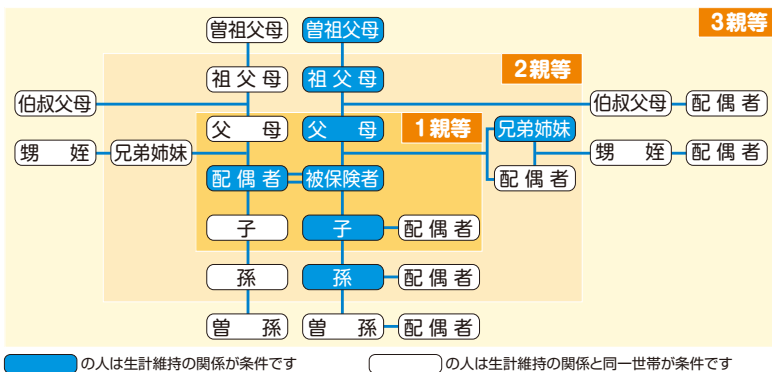


図2

		130万円 対象者の年収状況 認定	
同居の場合	対象者の年収 被保険者の年収 <sup>*1/2</sup>	130万円未満 1/2未満	○
	対象者の年収 被保険者の年収 <sup>*1/2</sup>	130万円以上 1/2未満	×
別居の場合	対象者の年収 被保険者の仕送額	130万円未満 仕送額未満	○
	対象者の年収 被保険者の仕送額	130万円未満 仕送額以上	×
	対象者の年収 被保険者の仕送額	130万円以上 仕送額未満	×

注: \*1/2は、認定を受ける時点の収入を年間に換算します。年金や失業等給付も対象となります。

資格取得届や被扶養者異動届などの各種届書は埼玉広域事務センターへ直接郵送してください  
届書の送付先

〒330-8530 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-20 住友生命浦和テクノシティビル3階  
日本年金機構 埼玉広域事務センター

※封筒に事務センター名と郵便番号を記載するだけでも届きます。

詳しくはねんきん加入者ダイヤル (0570-007-123 (050で始まる電話でお掛けになる場合は03-6837-2913)) 又はお近くの年金事務所へお問い合わせ下さい。

# 茨城県年金協会連合会から

## 会員募集のお知らせ

私たちの年金協会は、年金制度の一層の充実改善と、年金受給者の福祉の向上を図ることを目的とし、昭和45年に設立された団体です。

現在、茨城県内に居住する各種年金(厚生年金・国民年金・共済等)受給者及び受給予定者約8千人の会員で構成し、運営しております。

全国組織として、中央には一般社団法人全国年金受給者団体連合会があり、全国の年金受給者団体が所属し約35万人の会員で構成されております。

### 会員の特典

- 年金関連情報の提供
- 各種保険が団体扱いとなり保険料が安くなります。
  - ・アフラックガン保険・傷害保険・医療保険等
- 各種提携宿泊施設、国内・国外の旅行の割引があります。
- 葬儀支援サービスが受けられます。
- 各種事業を通じて仲間との出会いがあります。

- ★グラウンドゴルフ等、スポーツ事業
- ★海岸清掃等のボランティア活動
- ★旅行・スポーツ・グルメ料理・歩く会・カラオケ・芸能発表会等のサークル活動
- ★教養・知識を深めるための各種講座・研修会
- ★年金・医療・介護保険制度や税制等の改善について、陳情・要請活動



会費は年会費制となっており、お一人年間2,000円、ご夫婦で加入の場合はお二人で年間3,000円となっております。

これを機会に会員になってみませんか。皆様の加入をお待ちしております。

☆ご入会等のお問い合わせやお申し込みは、下記の地区協会にご連絡ください。

<p><b>水戸地区年金協会</b> 〒310-0021 水戸市南町3-4-57 ☎029-224-2116</p>	<p>水戸市、ひたちなか市、常陸大宮市、常陸太田市、那珂市、笠間市、鉾田市、鹿嶋市、神栖市、潮来市、行方市、小美玉市、大子町、茨城町、大洗町、城里町、東海村、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、つくばみらい市、守谷市、かすみがうら市、稲敷市、阿見町、河内町、利根町、美浦村、筑西市、古河市、結城市、下妻市、常総市、坂東市、桜川市、八千代町、境町、五霞町</p>
<p><b>県北地区年金協会</b> 〒317-0073 日立市幸町2-9-1 ☎0294-24-3305</p>	<p>日立市、高萩市、北茨城市及びその近隣市町村</p>

(一社) 全国年金受給者 団体連合会 **茨城県年金協会連合会**

〒310-0021 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル3階 ☎029-300-4165

ホームページ

全年連

検索

CLICK!

